

# 募集要領

1. 件名 未来へつなぐ道後まちづくり事業業務委託
2. 概要及び目的  
道後アート事業等と観光資源化事業の特長を生かし、統一したコンセプトで、道後温泉地区全体で、新たな活性化策に取り組む。道後温泉活性化計画等に基づき、新たな道後ブランドの創出と、これまで培ってきた地域資源の磨き上げを推進し、道後温泉地区の観光客数の増加、観光客消費単価の増加、域内経済循環の拡大、運営基盤の構築につなげ、道後温泉の活性化（地域経済の活性化）と、持続可能なまちを実現することを目指す企画提案を複数の業者から求めるものである。
3. 業務内容 仕様書（別紙1）のとおり
4. 契約期間 契約締結日（令和3年4月予定）～令和4年3月31日まで  
令和4年度以降は、提案内容（令和3年度から令和5年度末まで）をもとに、未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会での議論を踏まえ、提案期間まで単年度で契約する予定である。
5. 提案期間 令和3年度～令和5年度末まで
6. 履行場所 発注者が指定する場所
7. 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
8. 委託者 未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会
9. 提案限度価格 ￥330,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
<内訳>  
令和2年度 ￥0円（消費税及び地方消費税を含む。）  
令和3年度 ￥100,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
令和4年度 ￥115,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）  
令和5年度 ￥115,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
10. 参加資格要件  
本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。
  - (1) 複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）、若しくは、単独の法人格を有している者であること。
  - (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
  - (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
  - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
  - (6) 松山市の入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

- (7) 単独の法人の場合は、当該委託業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (8) コンソーシアムでの参加の場合は、次のすべての要件を満たしていること。
- ①参加事業者のすべてが、上記(2)から(6)に定める要件を満たしていること。
  - ②コンソーシアムの適切な名称を設定すること。
  - ③参加事業者の中から代表事業者を定めること。なお、参加表明書等の提出後に代表事業者を変更し、又は参加事業者の全部若しくは一部を変更すること(特定の参加事業者を除外し、又は新たな参加事業者を追加する場合を含む。)は原則として認めない。
  - ④ほかの単独又はコンソーシアムで参加する事業者を参加事業者に含まないこと。
  - ⑤コンソーシアムの協定書を締結すること。
  - ⑥各分担に係る類似業務を1年以上営んでいること。
- (注) 類似業務とは、地域活性化の取組や大規模イベント、誘客、プロモーション等に関する業務などをいう。

#### 1.1. 募集要領等の配布

- (1) 期 間 **令和3年1月15日(金)から令和3年2月12日(金)まで**
- (2) 場 所 松山市道後湯之町4-30  
未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会事務局  
松山市 産業経済部 道後温泉事務所(冠山事務所)
- (3) 方 法 配布場所で直接受取るか、または、「松山市道後温泉事務所ホームページ」よりダウンロードすること。  
ホームページアドレス【道後温泉事務所】  
<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/sangyoukeizaiibu/top.html>  
\*配布時間は9時~17時(土日、祝日を除く。)

#### 1.2. 評価基準 評価基準書(別紙2)のとおり

#### 1.3. 選考方法

- (1) 委託事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 委託事業者は、選考委員会の評価に基づき未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会が決定する。
- (3) 選考は、評価基準書に基づき提案書等のプレゼンテーション・ヒアリング等の審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

#### 1.4. 選考委員会の構成

選考委員会は、未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会が指名する者(7名程度)で構成する。なお、外部の有識者(2名程度)を置き、意見を求めるものとする。

#### 1.5. 募集要領に関する質問・回答・公表

- (1) 受付期間 **令和3年1月15日(金)から令和3年2月5日(金)17時まで**
- (2) 受付方法

別紙(様式1)に基づき質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAXにおける口頭等での質問は受付けないものとする。

また、電子メールを送信した後に、道後温泉事務所 道後温泉活性化担当(089-921-6464)まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限って受付けるものとする。

(3) 回答及び公表

質問者に令和3年2月10日(水)17時まで電子メールで回答するとともに、「道後温泉事務所ホームページ」で公表する。

ホームページアドレス【道後温泉事務所】

<http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/kakukaichiran/sangyoukeizaibu/top.html>

16. 参加表明書の提出

(1) 提出期限 令和3年2月12日(金)17時(※必着)

(2) 提出書類 「17. 提出書類 1～7」の書類を提出すること。

※ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している事業者は、番号2～7の書類提出は不要である。

※コンソーシアムの場合は、「17. 提出書類 2～7」については、構成事業者ごとに1部

(3) 提出場所 〒790-0842 松山市道後湯之町4-30

未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会事務局

松山市 産業経済部 道後温泉事務所(冠山事務所)

道後温泉活性化担当：池内、梶原

(4) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

\*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

17. 提案書等の提出

(1) 提出期限 令和3年2月26日(金)17時(※必着)

(2) 提出書類 「17. 提出書類 8～16」の書類を提出すること。

(3) 提出部数 各15部(正本1部・副本14部)

(4) 提出場所 〒790-0842 松山市道後湯之町4-30

未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会事務局

松山市 産業経済部 道後温泉事務所(冠山事務所)

道後温泉活性化担当：池内、梶原

(5) 提出方法 持参又は郵送等(信書の郵送に適する方法)

\*持参の場合は9時～17時(土日、祝日を除く。)

18. 提出書類

次の書類を提出すること。ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、番号2～7の書類提出を不要とする。

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加表明書(様式2-1又は様式2-2)	・印鑑は実印を押印すること。(法務局が証明する代表者の印鑑) ただし、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
2	印鑑登録証明書(原本)	・参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの)
3	履歴事項全部証明書(原本)	・法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 (発行後3ヶ月を超えないもの)
4	完納証明書(原本) 又は 納税証明書(原本)	・次の証明書を添付すること。 (発行後3ヶ月を超えないもの) ア. 松山市で課税がある場合(松山市に本店・支店・営業所・出張所等がある場合等) 松山市(納税課)が発行する完納証明書。 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は法人市町村民税の納税証明書。 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都税事務所が発行する法人住民税納税証明書。 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納税課ホームページを参考にすること。 *新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例を受けた方は、事前に事務局に相談すること。

5	法人税、消費税及び 地方消費税の納税証明書（原本） （未納の税額がないことの証明）その3の3 *申告している税務署が発行する納税証明書	・申告している税務署が発行する納税証明書。 免税事業者・新規事業者にかかわらず発行されるので、 必ず添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） *新型コロナウイルス感染症に係る徴収猶予の特例を受けた方は、事前に事務局に相談すること。
6	直前2年分の財務諸表類 （貸借対照表及び損益計算書の写し）	
7	経営状況等調査表（様式3）	
8	提案審査申請書（様式4-1又は様式4-2）	
9	事業者の概要（様式5-1又は様式5-2）	
10	コンソーシアム協定書の写し	・コンソーシアムの場合のみ
11	業務執行体制（様式6-1、6-2）	
12	参考見積書（様式7-1又は様式7-2）	・A4版、縦型、片面横書きとする。 ・見積書の別紙として、「内訳書」を添付すること。 ・公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は松山市に届け出ている使用印鑑を押印すること。
13	企画提案書の概要（様式8）	・A4サイズ両面2ページ以内に簡潔にまとめること。 ・選考委員が審査をする際、複数の企画提案書を比較するため、企画提案書の概要を記載すること。
14	本館工事仮設物 （素屋根テント膜）デザイン（様式9）	・ <u>本館工事仮設物（素屋根テント膜）デザインを提出すること。</u> ・ <u>本館西面、北面、東面、南面、屋根面ごとに、A3横サイズのイメージパース等を作成すること。</u>
15	自由意見書（様式10）	・企画提案以外の事項で、伝えたい内容などを記載すること。
16	企画提案書	・A4サイズ縦型を基本とする。 ・企画提案のポイントについて、分かりやすく説明すること。
*	チェックリスト	・提出書類をチェックすること。 ・提出書類の先頭に添付し、番号の順に並べ不足等がないように提出すること。

## 19. プレゼンテーション・ヒアリング審査の実施

(1) 実施日時 **令和3年3月中旬【予定】**

（詳細な日時等については、別途通知する。）

(2) 実施場所 ※詳細な実施場所については、後日、別途通知する。

(3) 実施時間 1者につき40分程度 プレゼンテーション 20分程度【予定】  
ヒアリング 20分程度【予定】

(4) 出席者

① 1者につき原則5名までとする。

② 統括責任者又は業務責任者となる予定の者は原則、出席すること。

※新型コロナウイルス感染予防対策として、最小限の人数となるよう努めること。

※新型コロナウイルス感染症の状況により、開催方法が変更となる場合がある。

(5) 留意事項

プレゼンテーションは、提出した提案書等を基に行うものとし、追加提案や追加資料の配布は認めない。ただし、これらを踏まえた上でパソコン・プロジェクター等による説明は許可する。この場合、プロジェクター、スクリーン及びHDMIケーブルは、未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会事務局が用意するが、パソコン、スピーカー、その他機器等は持ち込み可能な範囲の機器とし、参加者が用意すること。データ記録媒体もバックアップとして用意すること。

新型コロナウイルス感染予防対策として、当日は必ずマスクを着用し、発熱等の体調不良がある者は参加しないこと。

なお、プレゼンテーション・ヒアリングは個別に行い、非公開とする。

## 20. スケジュール

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表        | 令和3年1月15日(金)                 |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付     | 令和3年1月15日(金)<br>～令和3年2月5日(金) |
| (3) 募集要領等に関する質問の回答・公表  | 令和3年2月10日(水)                 |
| (4) 参加表明書の提出締切り        | 令和3年2月12日(金)                 |
| (5) 応募業者数等の公表          | 令和3年2月15日(月)                 |
| (6) 提案書等の提出締切り         | 令和3年2月26日(金)                 |
| (7) プレゼンテーション・ヒアリング審査  | 令和3年3月中旬(予定)                 |
| (正式な日時・場所は、後日、別途通知する。) |                              |
| (8) 特定・非特定結果の通知・公表     | 令和3年3月下旬(予定)                 |
| (9) 契約締結・公表            | 令和3年4月上旬(予定)                 |

## 21. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 正当な理由なくプレゼンテーション・ヒアリングに応じなかった場合
- (6) 公告の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (7) 最低水準点を設けた項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (8) 門屋組・成武建設・富士造型特定建設工事共同企業体及びその下請け業者、並びに地元団体(道後温泉旅館協同組合、道後商店街振興組合、道後温泉誇れるまちづくり推進協議会)とコンソーシアムを構成し、提案した場合

## 22. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものについては、この限りではない。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 採用された提案書等の著作権は、未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会に帰属する。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、松山市情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 提出書類の記入において、公告日時点で松山市競争入札参加者資格を有している者は、松山市に届け出ている使用印鑑を押印し、委任登録をしている場合は、受任者情報を記入すること。
- (9) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項については事務局が定める。
- (10) 特定結果の公表の際は、候補者以外の業者名と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加業者数が2者のみの場合は、この限りではない。

## 23. 未来へつなぐ道後まちづくり実行委員会事務局

〒790-0842

松山市道後湯之町4-30

松山市 産業経済部 道後温泉事務所(冠山事務所) 道後温泉活性化担当: 池内、梶原

TEL: 089-921-6464 (直通)

FAX: 089-934-3415

メールアドレス: dogojimu@city.matsuyama.ehime.jp